

○宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施要領

令和3年6月28日

告示第66号

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県新規漁業就業者育成強化事業実施要領及び愛媛県新規漁業就業者育成強化事業費補助金交付要綱に基づき、愛媛県漁業協同組合の市内の支所（以下「県漁協の支所」という。）が取り組む事業に要する経費を助成し、新規漁業就業者の育成強化及び着業促進を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、新規漁業就業者を指導及び支援する県漁協の支所とする。

(事業実施期間)

第3条 事業実施期間は、この要領の施行の日から令和8年3月31日までとする。ただし、第6条に規定する事業実施計画の初年度の承認申請期限は令和7年3月31日までとし、第9条に規定する補助金の交付の対象となる期間については、独立して自営を開始する年度から起算して3年度以内とする。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容、採択要件、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体が支援する新規就業者の要件及び支援する期間は別表に掲げるとおりとする。

(営漁計画及び指導計画の提出)

第5条 本事業の支援を受けようとする新規漁業就業者は、漁業経営に関する目標及び年間操業計画等（以下「営漁計画」という。）を記載した営漁計画書（様式第1号）を事業実施主体に提出するものとする。

2 営漁計画書の提出を受けた事業実施主体は、営漁計画によって指導に関する目標及び年間指導計画（以下「指導計画」という。）を記載した指導計画書（様式第2号）を作成するものとする。

3 営漁計画及び指導計画を見直す必要が生じた場合には、前2項の規定を準用する。

(事業実施計画の承認申請)

第6条 事業実施主体は、この事業を実施しようとする場合は、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施計画承認申請書（様式第3号）及び宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施計画書（様式第4号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第7条 市長は、前条の実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第8条 事業実施主体は、前条の規定により承認された事業実施計画について、次に
掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ宇和島市新規漁業就業者育成強化事
業実施計画変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その
承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の増減

(2) 事業実施主体の支援する新規漁業就業者の変更

(3) 事業費の30%を超える増減

(市の補助)

第9条 市長は、この要領により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内に
おいて、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業の確認)

第10条 市長は、実施した事業の実績について、書類、現地調査等によって確認する
ものとする。

(事業の実施)

第11条 事業実施主体及び新規漁業就業者は、関係機関と連携して、効率的かつ効果
的な事業の実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年9月21日告示第65号)

この要領は、令和5年9月21日から施行する。

附 則(令和6年3月4日告示第12号)

この要領は、令和6年3月4日から施行する。

別表(第4条関係)

事業の内容等

事業種目	事業内容	採択要件
漁業活動支援	<p>新規漁業就業者の漁業に必要な資材代等の漁業経費に対して事業実施主体が支援する経費に対し補助する。</p> <p>(漁業経費)</p> <p>(1) 漁業資材代(経常的経費は除く。)</p> <p>(2) その他必要と認められる経費</p>	<p>(1) 新規漁業就業者ごとに着業時の経営規模に応じた事業実施計画を有すること。</p> <p>(2) 新規漁業就業者が事業実施主体の指導を受けた営漁計画を有すること。</p>

事業実施主体が支援する新規漁業就業者の要件

年齢等	研修等資格要件	備考
<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 満45歳未満の者</p> <p>(2) 漁業就業後3年以内の者</p> <p>(3) 独立して自営する漁業者</p>	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 漁業人材育成総合支援事業による研修又はそれに相当する国事業に基づく長期研修を終了した者</p> <p>(2) 当該研修の修了見込みの者</p> <p>(3) 当該研修の修了者と同等の漁業能力を有すると事業実施主体が認めた者</p>	<p>(1) 独立して自営を開始する前の就業先が直系血族又は3親等以内の親族が経営している事業所である者は、この事業の対象外とする。</p> <p>(2) 年齢等の要件のうち、「満45歳未満の者」及び「漁業就業後3年以内の者」については、当該年度の前年度に本事業を実施している場合を除く。</p>

支援する期間

対象者及び計画	支援期間
<p>自ら作成した営漁計画及び事業実施主体の指導計画に基づき漁業活動に取り組む新規漁業就業者</p>	<p>本事業の承認通知を受けた日の属する年度の3月31日まで</p> <p>ただし、同一の者に対する支援期間は3年度以内とし、宇和島市新規漁業就業者定着促進事業による支援期間も本事業による支援期間に含むものとする。</p>